

事業等名	地域未来投資促進法に基づく設備投資等に対する支援措置	
▼こんなときに		
地域の特性を活かした新しい事業展開等を行うにあたって設備投資をしようとするとき		
▼こんな支援が受けられます		
◎滋賀県に対し、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画」を申請し、承認を受けた事業者が対象となります。		
<p><主な支援制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税の優遇措置 事業計画に従って土地・機械等の設備投資を行う場合に、法人税の特別償却または税額控除を受けることができます。 ・地方税の優遇措置 不動産取得税の不均一課税(1/10)を受けることができます。(令和7年度以降は未定) 一部の市町で固定資産税の優遇制度があります。 <p>条件や手続き等、詳しくは下記ホームページをご覧ください。</p>		
申請期間等	随時(設備投資開始前に県の承認が必要)	
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 産業立地課 産業立地推進係 TEL: 077-528-3792 E-mail: fa01@pref.shiga.lg.jp ホームページ: https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17890.html	